

株式会社スリーC 一般事業主行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025年 4月 1日～ 2030年 3月 31日までの 5年間

2. 内容

目標1： 2025年 6月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 2025年 4月～ 所定外労働の現状を把握
- 2025年 5月～ 社内検討委員会での検討開始
- 2025年 6月～ ノー残業デーの実施
朝礼などによる社員への周知（毎月）

目標2： 2027年 3月までに、年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間 10日以上とする。

<対策>

- 2025年 4月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 2025年 6月～ 社内検討委員会での検討開始
- 2026年 3月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始